

說 明 資 料

（ 公 示 制 度 関 係 ）

目 次

・ 公示制度一覧	1
・ 公示対象限度額の推移	2
・ 所得税の公示対象人員の推移	3
・ 所得税の公示制度等の各国比較	4
・ 今後の税制のあり方についての答申（抄）	5
・ 申告書の公示者名簿	6

公 示 制 度 一 覧

	所得税	法人税	相続税・贈与税
根拠条文	所得税法 233条 施行規則 106条	法人税法 152条 施行規則 68条	相続税法 49条
公示要件	税額 1,000万円超	所得 4,000万円超 (2,000万円超)	相続税) 課税価格 2億円超 遺産総額 5億円超 贈与税) 課税価格 4,000万円超
公示事項	① 氏名 ② 住所 ③ 所得税の額	① 法人の名称 ② 納税地 ③ 代表者の氏名 ④ 所得金額 ⑤ 事業年度の開始及び終了の日	① 氏名 ② 納税地 ③ 課税価格
公示期間	翌年の5月16日～5月31日	申告書の提出があった日から3か月以内に、少なくとも1月間	申告書の提出があった日から4か月以内に、少なくとも1月間
公示方法	税務署の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示	税務署の掲示場に掲示	規定なし
公示対象となる申告書の種類等	翌年の3月31日までに提出された確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書	期限内申告書、期限後申告書、修正申告書
申告期限	翌年の2月16日～3月15日	事業年度終了の日の翌日から2月以内	相続税) 相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内 贈与税) 翌年の2月1日～3月15日

注) 1. 法人税の () 書きは、事業年度が6月以下の場合である。

2. 相続税の課税価格とは各相続人の課税価格であり、遺産総額とは被相続人の財産の価額から債務の金額を控除した後の金額である。

公 示 対 象 限 度 額 の 推 移

改正年度	所得税	法人税	相続税・贈与税
昭和25年度	所得 50万円超	所得 200万円超 (100万円超)	相続税) 課税価格 100万円超 贈与税) 昭和25年から27年 までの間、贈与により取得 した財産は「相続税」の課 税対象となる制度
27年度	所得 100万円超	所得 400万円超 (200万円超)	
28年度			贈与税) 課税価格 100万円超
32年度	所得 200万円超	所得 2,000万円超 (1,000万円超)	
33年度			相続税) 課税価格 1,000万円超 遺産総額 3,000万円超 贈与税) 課税価格 1,000万円超
39年度	所得 500万円超		相続税) 課税価格 2,000万円超 遺産総額 5,000万円超 贈与税) 課税価格 2,000万円超
46年度	所得 1,000万円超	所得 4,000万円超 (2,000万円超)	相続税) 課税価格 4,000万円超 遺産総額 1億円超 贈与税) 課税価格 4,000万円超
59年度	税額 1,000万円超		
63年12月			相続税) 課税価格 2億円超 遺産総額 5億円超

注) 1. 法人税の () 書きは、事業年度が6月以下の場合である。

2. 相続税の課税価格とは各相続人の課税価格であり、遺産総額とは被相続人の財産の価額から債務の金額を控除した後の金額である。

所得税の公示対象人員の推移

	公示限度額	納税人員	公示	
			対象人員	割合
25	} 所得50万円超	4,318,059 人	89,628 人	2.1%
26		3,489,848	148,641	4.3
27	} 所得100万円超	2,916,907	33,622	1.2
28		2,169,356	42,142	1.9
29		2,219,606	44,724	2.0
30		2,383,113	49,758	2.1
31		2,172,367	68,495	3.2
32	} 所得200万円超	2,183,839	24,640	1.1
33		2,120,232	28,839	1.4
34		1,970,195	41,470	2.0
35		2,150,581	66,398	3.1
36		2,084,858	106,557	5.1
37	} 所得500万円超	2,312,374	146,366	6.3
38		2,582,460	29,980	1.2
39		2,844,794	37,588	1.3
40		2,919,591	41,027	1.4
41		3,240,693	51,980	1.6
42		3,634,796	70,232	1.9
43		3,916,781	93,902	2.4
44		4,201,309	165,128	3.9
45	} 所得1,000万円超	4,465,783	77,970	1.7
46		4,452,946	125,934	2.8
47		4,896,085	143,793	2.9
48		5,682,810	247,747	4.4
49		4,988,439	154,458	3.1
50		4,623,720	189,867	4.1
51		4,939,700	194,865	3.9
52		5,050,249	233,245	4.6
53		5,367,908	277,492	5.2
54		5,715,926	377,092	5.9
55		5,942,099	383,870	6.5
56		6,170,506	406,796	6.6
57	} 税額1,000万円超	6,579,497	440,522	6.7
58		6,998,199	66,000	0.9
59		7,129,463	68,000	1.0
60		7,372,229	75,000	1.0
61		7,695,293	88,000	1.1
62		7,707,308	111,000	1.4
63		7,797,019	111,600	1.4
元		7,965,871	141,000	1.8
2		8,547,375	172,000	2.0
3		8,562,552	175,000	2.0
4		8,577,661	125,000	1.5
5		8,428,477	128,000	1.5
6		8,223,171	96,000	1.2
7		8,020,634	95,000	1.2
8		8,239,858	99,000	1.2
9		8,271,709	94,000	1.1
10		6,224,254	85,000	1.4
11		7,400,607	75,000	1.0
12		7,273,506	80,000	1.1

(注) 昭和25年分～57年分の公示対象人員は、国税庁統計年報等の申告所得金額階級別表による。なお、昭和58年分～平成12年分までは、税額基準に変更されたことから記者発表の人員による。

所得税の公示制度等の各国比較

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
公 示 制 度	あり	なし	なし	なし	あり
主 体	各税務署				各国税局（県単位）
公 示 対 象	管内の高額納税者				管内の全ての納税者
公 示 内 容 （氏名・住所除く）	税額				所得金額及び税額
公 示 方 法	リストの掲示 （5月16日～5月31日の 期間のみ）				リストの閲覧 （リストを閲覧できるの は管内の納税者に限 定、閲覧者は閲覧内容 を公表してはならない）
第 三 者 通 報 制 度	なし （昭和29年に廃止）	あり （情報提供により課され た額の15%以内の報奨）	あり （当局幹部の裁量によ る報奨。ただし50ポンド 超の場合は大蔵省の承 諾必要）	なし	なし
申 告 書 閲 覧 制 度	なし （昭和25年に廃止）	なし	なし	なし	なし （リストの閲覧）

今後の税制のあり方についての答申（抄）

（政府税制調査会）（昭和58年11月）

— 公 示 関 係 —

5 納税環境の整備

(5) その他の諸方策

④ 申告書の公示等

現在、所得税、法人税、相続税等については、所得金額等が一定額以上である申告書を提出した者につき、その氏名、住所、所得金額等を公示することとされている。この申告書の公示制度は、高額所得者等の所得金額等を公示することにより、第三者によるチェックという牽制的効果を狙うものとして、昭和25年に申告書閲覧制度に代えて導入されたものである。これについては、公示制度本来の意義が薄れており、本制度は廃止すべきであるとする意見、税額も併せて公示すべきであるとする意見、所得金額等に代えて税額だけを公示することとしてはどうかとの意見等があり、本制度のあり方については、その存否やこれに代わるべき制度を含め今後更に検討を続けることが適当であるとする。なお、公示限度額が昭和46年以降据え置かれているところから税務執行上種々の困難が生じてきているので、当面、少なくとも、公示限度額を引き上げる必要があるものとする。

— 申告書の公示者名簿 —